「笛吹市国際化推進指針（案)」に対するパブリックコメント募集について

1　目的

近年、世界全体で国際化の動きが加速しており、経済、観光、文化、スポーツなど、様々な分野において、グローバル化が進展しています。また、国籍や民族を問わず、外国人住民が地域住民として受け入れられ、日常の中で共に暮らす多文化共生の時代が身近になっています。

本市では、国際化と多文化共生の推進に向けた方向性を示すため、平成 24 年 3 月に、「笛吹市国際化推進指針」を策定し、令和 2 年 7 月には、第 2 次総合計画との整合性を図るとともに、外国人住民の増加やインバウンドの進展などの社会情勢の変化を踏まえ改定を行いました。

この度、現行指針の計画期間が令和 7 年度をもって満了することから、国際情勢の変化に伴い多様化する地域課題に的確に対応するため、令和 8 年度を始期とする改定を行います。

改定に当たっては、令和 7 年 6 月に設置した、学識経験者や在住外国人、民間団体代表などで構成される「笛吹市国際化推進委員会」において、多角的な視点からいただいた意見を反映し、このほど指針の案を取りまとめました。

つきましては、今後の改定作業の参考にするため、広く市民の皆様から御意見・御要望を伺います。

2　意見募集期間

令和 8 年 11 月 19 日（木）～令和 8 年 12 月 18 日（金）

※上記期間、笛吹市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜日から金曜日(祝日を除く)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの時間帯に、笛吹市役所本館 2 階の総合政策部企画課窓口で「「笛吹市国際化推進指針（案)」を閲覧できます。

3　提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

住所、氏名、電話番号は必ず記入してください。電話ではお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

「pubc-kikaku@city.fuefuki.lg.jp」宛メールに添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号（055-262-4115）に送信してください。

(3) 郵送の場合

〒406-8510　笛吹市石和町市部 777　笛吹市総合政策部企画課企画調整担当に郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所本館 2 階、企画課企画調整担当に提出してください。

4　御意見の取り扱い

提出していただいた御意見については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに市のホームページで公表します。なお、住所、氏名等の個人情報に関する情報は、公表しないことはもとより、他の目的で使用することは一切ありません。

5　問い合わせ先

笛吹市総合政策部企画課企画調整担当

電話 055-261-2032（直通）